

令和7年竹田市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和7年9月5日（金） 午後2時00分 ～ 午後2時45分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：中村美智子、馬場勇二 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第62号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 1件

議案第63号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 10件

議案第64号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 9件

議案第65号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 7件

議案第66号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第69号 非農地証明について 7件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和7年竹田市農業委員会第9回総会を開会いたします。本日の議事日程はタブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は6番 児玉淳一委員、7番 坂本大蔵委員の両名を指名いたします。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第15号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第62号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 1件

議案第63号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 10件

議案第64号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 9件

議案第65号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 7件

議案第66号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第69号 非農地証明について 7件

以上38案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第62号 農地利用最適化推進委員（岡本地区1名）の委嘱についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第62号について、岡本地区の農地利用最適化推進委員 定数1名について欠員となっておりました。令和7年8月1日から8月25日まで公募を行った結果、竹田市アンテナショップ出荷協議会から河野宗幸氏の推薦がありました。他の応募はありません。農業委員会等に関する法律第17条の規定により提案いたします。

議長

只今、議案第62号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第62号 農地利用最適化推進委員の委嘱について承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。よって議案第62号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてはこれを承認することに決定します。ここで休憩いたします。

(14時07分)

議長

再開します。

(14時15分)

議長

議案第63号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第63号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものです。

1番の案件は、15年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番と5番と8番及び9番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

3番の案件は10間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

4番と6番と7番及び10番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今議案第63号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第63号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第63号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第64号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第64号の農用地利用集積等促進計画案は、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第64号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。

2番と3番の借り手は、〇〇〇〇です。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。

6番の借り手は、〇〇〇〇です。

7番の借り手は、〇〇〇〇です。

8番の借り手は、〇〇〇〇です。

9番の借り手は、〇〇〇〇です。

選定理由は、1番から7番は当該農地にかかる農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもので、8番と9番は当該農地に係る農業を担う者であるです。

議長

只今議案第64号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第64号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第64号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第65号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

1の編入については関連がありますので、1番から6番まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局

議案第65号の1の1番から6番までの案件は、中山間地域直接支払事業に係る農業振興地域農用地への編入のため一括して説明します。

1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字門田字上津留〇〇〇〇 田1筆 面積188平方メートル。2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字門田字上津留〇〇〇〇 外3筆 田4筆 合計面積878.09平方メートル。3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字門田字大津留〇〇〇〇 田1筆 面積829平方メートル。4番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字門田字大津留〇〇〇〇 外2筆 田3筆 合計面積468平方メートル。5番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字門田字下津留〇〇〇〇 田1筆 面積699平方メートル。6番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字門田字下津留〇〇〇〇 田1筆 面積172平方メートル。以上6件。このうち1番と6番については、借受人が当該事業に取り組むため今回編入する計画の農地です。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

8月28日に秦委員と事務局と現地調査を行いました。1番から6番の農地は、農業振興のための基盤として将来にわたって農地として利用を確保する必要があるため編入に問題はないと考えます。

議長

続いて2の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第65号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字岩瀬字セツキ〇〇〇〇 田1筆 面積972平方メートルを譲受人が倉庫を設置し災害時の避難場所等として利用する計画の農地です。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今議案第65号について担当委員による報告がありました、ご意見、ご質疑はありませんか。

5番 秦志喜男委員

1番の編入について現地と一緒に確認しました。その中で、申請の地域の周辺は農振区域になっているのにこの地域だけ編入されていないということを不思議に思いました。今回、中山間事業に取り組むということで交付金を受けることになると思いますが、申請時点で当然耕作されているまたは耕作に準ずるような維持管理がされているのが当然じゃないかと思いました。中には草ぼうぼうで管理がなされていないというところもありましたので報告させていただきます。

農政課 牛尾副主任

9月と10月で農地の現地調査を行いますので、そこで申請地の管理が行き届いていないところについてはきちんと指導して整える形にしていきます。

議長

他にないですか。

ないようですので質疑を終結いたします。議案第65号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第65号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の牛尾副主任と甲斐主任は退席してください。

(14時25分)

議長

続いて議案第66号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第66号の1番の案件は、譲渡人 公益社団法人大分県農業農村振興公社から譲受人 認定農業者である〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字米田〇〇〇〇ほか3筆 田4筆 合計面積9,143平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより大分県農業農村振興公社が行う農地売買支援事業で所有権の移転をするものです。譲受人の経営規模は35,077平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第66号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター2台、ローラー1台を所有しております。稲作・畜産中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今調査報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第66号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第66号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積計画については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第67号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字中角字名子園〇〇〇〇 畑1筆 面積42平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は26,555平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第67号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・草刈り機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

この土地は自宅の前なので母親が作業するのに便利であることから購入することになったそうです。今はカボスが植わっています。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第67号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字仏原字尾迫〇〇〇〇ほか2筆 畑3筆 合計面積1,216平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1,216平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第67号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機を購入予定で、現在草刈り機1台を所有しております。家庭菜園のみの農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第67号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第67号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第68号の1番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字宮野尾〇〇〇〇 田1筆 面積558平方メートルです。この申請地は第2種農地です。転用目的は一般住宅用地です。排水は久住地区農業集落排水へ排水される計画です。転用行為は令和7年10月1日から令和8年3月31日までを予定しています。

この案件は一般住宅用地で転用面積が500平方メートルを超えていますが、令和7年1月の農業委員会総会で農振除外の意見を求められた際に「宅地の計画面積は483平方メートル。残地の75平方メートルは農地として利用できる環境になく宅地の一部として利用するため、分筆することなく1筆558平方メートルの除外を認める」という意見で回答しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第68号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第68号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第68号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第69号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第69号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字挾田字谷〇〇〇〇 外3筆 登記地目 田3筆 畑1筆 合計面積1,493平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地〇〇〇〇、〇〇〇〇は前所有者が昭和60年頃に建てた農業用倉庫が廃屋となり現況は雑種地となっています。〇〇〇〇、〇〇〇〇は獣害がひどく平成17年頃から耕作が困難となり現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地及び原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第69号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字挾田字竜王〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積294平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していましたが高齢のため平成17年頃から農地としての管理ができなくなり現況は原野となっています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第69号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字会々字七里〇〇〇〇 外2筆 登記地目 田1筆 畑2筆 合計面積811平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は申請者が昭和61年に市外へ転居し農地としての管理ができなくなり現況は山林となっています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第69号4番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字会々字平〇〇〇〇 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積1,371平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していましたが高齢のため平成10年頃から耕作できなくなり現況は原野となっています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第69号5番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字志土知字大口〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積218平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は狭小地で段差があるため昭和60年頃から耕作が困難となり現況は原野となっています。

議長

1 1 番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

1 1 番 工藤明秀委員

5 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて6 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第6 9 号6 番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字久住字阿蔵野〇〇〇〇 外1 筆
登記地目 田1 筆 畑1 筆 合計面積1 0 8 平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成1 4 年
頃から耕作されておらず、令和5 年に相続した時点で〇〇〇〇は宅地の一部、〇〇〇〇は原野となっております現
在に至っています。

議長

1 2 番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

1 2 番 後藤恵美子委員

6 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地の一部及び原野となっております。現状か
らみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて7 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第6 9 号7 番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字上田北字台〇〇〇〇 登記地目
畑1 筆 面積7 9 2 平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が管理していましたが病気のた
め平成元年頃から農作業ができず平成2 1 年に相続した時点ですでに山林となっております現在に至っています。

議長

1 2 番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

1 2 番 後藤恵美子委員

7 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への

復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今議案第69号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第69号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第69号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年竹田市農業委員会 第9回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時45分)